

定年引上げに係る貸付金、物資購買代金の償還額について

令和5年4月1日から地方公務員の定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、60歳を超える職員の給料月額は、60歳時点の7割水準となります。

当組合から貸付、物資購買代金の立替えを受けている方で、60歳以降も償還が引き続く場合、給料月額は7割水準となりますが、償還額については、現行の規定により60歳時点と同様の償還額で償還することとなりますので、御留意ください。

なお、退職手当等の支給を受けたときは、未償還元利金を退職手当等から控除し、全額償還することとなっています。

定年まで勤務される場合、退職手当等の受給年齢も定年年齢とともに引き上げられるため、60歳以降も償還が続くこととなります。

給料月額の7割措置時のイメージ

